明 示 項 目	明 示 事 項	条件及び内容
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:木曽岬町公共下水道東部地区クリーン センター水処理設備工事) (別途工事名:木曽岬町公共下水道東部地区クリーン センター電気設備工事)	□ 調整項目 ( □ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整 □ その他 ( ) ☑ 別途協議 )
	☑ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	図 制限する工種名(全て ) 施工時期及び施工時間(8:30~17:00 ) 施工方法( )
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□ 占用物件名 ( □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 ( ) ) )
	□ 余裕期間設定工事	□ 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 □ 任意着手方式
		本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日(工事着手期限日)までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日(三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日)を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。
		余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任(監理)技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
	□ その他 (関係者への工事説明)	□ その他 ( )
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所 (□ 別添図等 □ No. ~No. □ 別途協議 ) □ 完了見込み時期 (□ 令和 年 月頃 □ 別途協議 )
	□ 仮設ヤードの有無	<ul> <li>□ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他( ) □ 別途協議 )</li> <li>□ 仮設ヤード使用期間( )</li> <li>□ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km)</li> <li>□ 使用条件・復旧方法( )</li> </ul>
	□ その他( )	□ その他( )
公害対策関係	□ 施工方法の制限あり	□ 制限項目 (□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他 ( )) □ 施工方法等 (□ 指定工法名 ( ) □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 施工時期 ( )
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目 (□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 調査方法 (□ 別途資料 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	□ 漁業関係による調整	□ 調査方法 (□ 別述資料 □ ての他 ( ) □ 別述協議 ) □ 工事の施工に関して、施工期間 (契約時から完成時まで) においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員 等に対して金品の提供は行わないこと。 □ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条件及び内容			
		に同行すること。			
	☑ その他(特定建設作業実施にかかる届出について)	▼ その他(受注者は必要に応じて、騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例に定める特定建設作業実施の届出を行うこと。)			
安全対策関係	□ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他 ( )			
		<ul> <li>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。         概算延べ人数:交通誘導警備員 A: 人 B: 人         (注:交通誘導警備員 Aが配置できない場合も変更の対象とする。)</li> <li>② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</li> </ul>			
		③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 □ 積上げによる算出 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A(人)) (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) □ 交通誘導警備員の配置時間 () □ 交通誘導警備員の配置期間 () □ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()			
	□ 近接施設等に対する制限	<ul> <li>□ 既存施設あり</li> <li>・近接公共施設 (□鉄道□電気□電話□水道□ガス□その他())</li> <li>・近接施設(□擁壁())□ブロック塀□家屋□その他())</li> <li>・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。</li> <li>□ 工法制限あり</li> <li>・制限を受ける工種()</li> <li>・制限内容()</li> </ul>			
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<ul><li>□ 安全防護施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 )</li><li>□ 保安要員の配置 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 )</li></ul>			
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	<ul><li>✓ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</li><li>✓ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</li></ul>			
	☑ 事故速報の提出	☑ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。			
	☑ その他 ( 処理場運転との調整 )	☑ その他( 常時処理場は稼動しているので、工事に際しては維持管理業者等と綿密に調整すること )			
	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 用地及び構造 □ その他 ( ) □ 別途協議 )			
ŀ	 □ その他( )	□ 安全施設 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ その他 ( )			
	□!てり1世( )	니(CVN면 (			

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	<ul> <li>□ 使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )</li> <li>□ 転用あり( □ 兼用あり( )</li> <li>□ その他( )</li> </ul>
	□ 水替工(締切排水工)	□ 施工条件の指定なし     施工条件の指定なり     ① 水替工 (締切排水工) の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。     概算延べ水替日数: 日     ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。     ③ 水替工 (締切排水工) 完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 施工方法 ( )
	口 その他 ( )	□ その他(
建設発生土 · 産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件 ( □ 別途図面 □ 運搬距離 (L = km) □ 受入料金あり □ 受入料金なし □ 別途協議 □ その他 (受入地において土砂が隣地や側溝等に盛りこぼれが無いよう注意すること ) )
	□ 産業廃棄物の処理条件あり	□ 受入地未定につき別途協議する。( □ 暫定運搬距離L= km、 □ その他 ( )) □ 産業廃棄物の種類 ( □ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他 ( )) □ 産業廃棄物の処分地 ( □ 再生処分場 ( ) □ 最終処分場 ( ) □ 別添図書 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 処分場の受入条件 (   ) □ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水 (泥水) を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者 (受注者) が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報 (成分や性状等) を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票 (マニフェスト) について、監督員に提示しなければならない。
	□ その他 (舗装版切断時の排水処理について)	□ その他(アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断に伴い回収する排水 (汚泥) の処理量について、積算計上数量は想定量であるため、工事実施において、マニュフェスト等による実数量判明後、変更協議の対象とする。また、回収水 (汚泥) の処理において、成分や性状等の試験が必要な場合は、変更協議の対象とする。)
	□ その他 ( 産業廃棄物の処分について )	□ その他 ( 本工事には、機器取替等によって生じた産業廃棄物の処分を含めるものとする。 )

<sup>(</sup>注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり □ その他	□ 支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ( )         □ 移設時期 ( □ 令和 年 月 頃 □ 別途協議)         □ 防護 ( )         □ その他 ( )         □ 架空線 ( □ 電気 □ 電話 □ 通信 □ その他 ( )         □ 埋設物 ( □ 電気 □ 水道 □ ガス □ 通信 □ その他 ( )
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件( ) 工法区分( ) 材料種類( ) 施工範囲( ) □ 削孔数量( ) 注入量( ) その他( )
	□ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 □ その他 ( )	口 工法関係 (       )       材料関係 (         口 その他 (       )
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり □ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	□ 再生材の種類 ( □ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 ) □ 再生材が使用出来ない場合の措置 ( □ 新材に変更 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 再生コンクリート砂 (1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 (認定製品の品名:□ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング □ その他 ( ) )
	<ul><li>□ その他 (R C-40について)</li></ul>	□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ) □ その他 (R C-40の品質規格は「三重県建設副産物処理基準による」)
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □ 現場発生品あり □ 支給品あり	□ 保管場所(     ) 期間(     ) その他(     )       □ 品名(     ) 数量(     ) 保管場所(     ) その他(     )       □ 品名(     ) 数量(     ) 引渡場所(     )       時期(令和年月日) その他(     )
	□ 盛土材等工事間流用あり	□ 運搬方法( □ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他( )) □ 引渡場所( □ 別添図等 □ 別途協議 □ その他( )) 数量( ) 運搬距離(L= km)
	□ 現場環境改善費適用工事 □ その他 (大型土のう袋について)	□ 現場環境改善の内容(率分) ( □ 現場環境改善の内容(積上) ( □ その他(大型土のう袋は用途を土木用としている製品を使用すること。耐候性大型土のう袋は『「耐候性大型土のう積層工法」設計施 エマニュアル(第2回改訂版)』(一般財団法人 土木研究センター)に準拠した製品を使用すること。)
	□ その他 (油漏れ対策について) □ その他 (工事用PR看板の設置について)	□ 河川内においては、原則、重機及び発電機等へ給油作業を行わないこと。また、給油作業を行う場合は、ブルーシート敷設等、地面への油漏れ防止措置を行い、監督員の承認を受けること。なお、吸着マットを常設すること。 □ 本工事の効果をPRする看板を設置すること。内容については、監督員と協議することとし、設置費用は変更協議の対象とする。
	□ その他 (工事用PR有板の設直について) ☑ その他 (アスベスト調査について)	□ 本工事の効果をPRする看板を設直すること。内谷については、監督員と協議することとし、設直費用は変更協議の対象とする。 □ アスベストの調査を計上しているが、調査後にアスベストが検出された場合は、撤去費について別途協議するものとする。

			特記仕様書(施上条件明示一覧表) 	No.5
明示項目	明 示	事 項	条 件 及 び 内 容	
適用条件	適用条件		図 三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月版)を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改定:令和 年 月 日))	長、計画 、工事請
			図 情報共有 ( 図 電子メール (①を適用) □ ASP (②を適用) □ 電子メール又は受注者希望によりASP (①または②①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月 (三重県IIP「三重県の公共事業情報」を参照)②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月 (三重県IIP「三重県の公共事業情報」を参照)②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月 (三重県IIP「三重県の公共事業情報」を参照)□ 「建設工事請負契約書第 2 6 条第 5 項 (単品スライド条項) にかかる特記仕様書」を適用 (三重県IIP「三重県の公共事業情報」を参照) デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用 (三重県IIP「三重県の公共事業情報」を参照)	

		的記述者 (過工术目的) 克孜/
明 示 項 目	明 示 事 項	条件及び内容
		□□「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和5年5月改定版]」を適用
		(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書「令和5年5月改定版」」を適用
		(三重県田「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書「令和5年5月改定版」」を適用
		<u>                                     </u>
		※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事
· 立 田 夕 / 山	_ *_ # # # # # # # # # # # # # # # # # #	(三重県田)「三重県の公共事業情報」を参照)
適用条件	□ 適用条件	□ 「概算数量発注方式(詳細設計未実施の場合)特記仕様書」を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		・工事資料 ( )
		・工事実施計画書()
		□ 「概算数量発注方式(詳細設計実施済の場合)特記仕様書」を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		・工事資料 ( )
		□ 「ICT活用工事(土工)特記仕様書【発注者指定型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		・ICT建設機械の施工 □ 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ □ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ
		□ 「ICT活用工事(土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(土工 1,000m3未満)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照
		□ 「ICT活用工事(小規模土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(舗装工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(法面工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(地盤改良工)特記仕様書【施工者希望型】  令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(河川浚渫)特記仕様書【施工者希望型】  令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報   を参照)
		□ 「ICT活用工事(舗装工(修繕工))特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用
		(三重県町「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(擁壁工)特記仕様書【施工者希望型】   令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報   を参照)
		□ 「ICT活用工事(基礎工)特記仕様書【施工者希望型】   令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))特記仕様書【施工者希望型】   令和6年7月を適用(三重県町「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))特記仕様書【施工者希望型】   令和6年7月を適用(三重県町「三重県の公共事業情報」を参照)
		□「ICT活用工事(海里初工(福采工的))特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(二重照 (本漢字))特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用
		(三重県田「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(基礎工(港湾))特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用
		「「「日田田工事(宏暎工(福得)」特記任禄青【旭工有布室空】」 市和6年7月を適用   (三重県冊「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(ブロック据付工(港湾))特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用
		(三重県IP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ICT活用工事(海上地盤改良工(床掘工・置換工))特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用
		(三重県IP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」令和4年7月(三重県県土整備部)を適用
		(三重県III)「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用(三重県III「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「追加特記仕様書(基礎工(既製杭工))」を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「ウィークリースタンス実施要領(令和6年4月1日)」の対象工事とする(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ その他(

<sup>(</sup>注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容		
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<ul><li>✓ 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。)</li><li>□ 重点監督</li></ul>	重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種 (		
入札・契約方式	<ul><li>□ 入札時VE方式</li><li>□ 契約後VE方式</li><li>□ 設計・施工一括発注方式</li><li>□ プロポーザル方式</li><li>□ 総合評価方式</li></ul>	<ul> <li>□ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。</li> <li>□ 契約後にVE提案を受け付ける。</li> <li>□ 細部設計の承認を受けなければならない。</li> <li>□ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、 貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。</li> </ul>		
電子納品	<ul><li>□ 工事完成図書(工事写真含む)</li><li>□ 電子納品対象外</li></ul>	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、(□ 2部□ (□ )部)とする。□ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和 6年 7月改訂)を適用		
地質調査の 電子成果品等	□ 地盤情報データベースの登録の必要あり	□ 検定及び登録機関(一般財団法人国土地盤情報センター (https://ngic.or.jp/)) □ 検定料金の計上(□ A検定□ B検定□) (注:受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)		
産業廃棄物税	□産業廃棄物税	□本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。		
コリンズ 作成・登録	☑ コリンズ (CORINS) の作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ (CORINS) の作成・登録を行うこと。		
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	<ul><li>✓ 建設副産物情報交換システム</li><li>□ 建設発生土情報交換システム</li></ul>	<ul><li>✓ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。</li><li>□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。</li></ul>		
下請関係 下請企業 次数制限	□ 下請企業の次数制限	□ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。		
県内企業 使用 管内企業 優先使用	□ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	□本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。		
県内産製品 優 先 使 用	☑ 建設資材の県内産製品優先使用	<ul><li>✓ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。</li><li>✓ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。</li></ul>		
県産木材の 利用推進	□ 県産木材の利用を指定する工種あり	□ 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。         (工種: □ 工事案内看板(標示板) □ 仮設防護柵工 □ 公園施設工( □ 植栽支柱工 □ 木製ガードレール □ バリケード □ 土留工 □ 階段工 □ 残存型枠工 □ 木製デリネーター □ 木柵・丸太柵工 □ 木筋・丸太筋工 □ 転落防止工 □ 水制工 □ 手すり □ マルチング □ 伏工(丸太伏工) □ 護岸工 □ 木橋、木道 □ 木製案内誘導看板等 □ 立入防止柵(仮設工) □ 根固工(木工沈床工) □ 丸太杭工 □ 治山ダム工 □ その他( ) □ 木製型枠 ( □ 場所打擁壁工 □ コンクリート堰堤工 □ 橋台工 □ 橋脚工 □ 張りコンクリート □ その他( ))		

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	れ 出 上 休 目 ( 旭 上 木 目 切 )
		□ 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料(県産材証明書、納品書等)を監督員に提出しなければならない。なお、工事案内看板(標示板)、バリケード及び木製型枠については、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。 本製型枠については、設計図書に明示した箇所について県産材型枠用合板を使用するものとし、特有の表面塗装(色)がされている等、見分けが容易なものとすること。また、実施に当たっては以下によるものとする。 ・受注者は施工計画書に県産材型枠用合板の使用箇所、数量について記載すること。 ・受注者は、県産材型枠用合板の使用箇所、数量について記載すること。 ・受注者は、県産材型枠用合板の設置完了時の写真を監督員と別途協議すること。 ・受注者は、使用した県産材型枠用合板の使用箇所、数量について報告すること。 ・受注者は、使用した県産材型枠用合板の使用箇所、数量について報告すること。 ・受注者より報告された数量に基づき、設計変更の対象とし、従来品との差額を計上する。 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	<ul> <li>✓ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について         <ul> <li>(1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</li> <li>(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注</li> </ul> </li> </ul>
不当要求等を受けた場合の	☑ 不当要求等を受けた場合の措置	者への報告は必ず文書で行うこと。  (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
措置		重宗の公共事業情報」を参照がに送りる、建設工事等の支任者への不当要求等的工に取り組んといます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から桑名建設事務所副所長兼総務・管理室長(不当要求等防止責任者) に報告様式〔三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。 また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、桑名建設事務所副所長兼総務・管理 室長(不当要求等防止責任者)に躊躇なく相談すること。
, , , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , </u>	□ 工事実態調査	□ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☑ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
監理技術者等の兼 務	□ 監理技術者等の兼務	□ 建設業法第26条第3項第1号(専任特例1号)、建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)及び建設業法第26条の5(専任特例営業所技術者)の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限 規制の適用	□時間外労働の上限規制の適用	□ 本工事は、労働基準法第139 条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による 損害	□ 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 (建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし 書)	□ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。
その他要件	☑ 建設業退職金共済制度	☑:指名通知日から目的物引渡し日までの期間中、建設業退職金共済制度に加入していること。

<sup>(</sup>注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

#### 2.「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」特記仕様書

- 1 月2回土日完全週休2日制工事(以下「週休2日」という)とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間<sup>※1</sup>として、現場閉所<sup>※2</sup>を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日(以下「指定土日」という。)に行うものをいう。
- ※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く
  - ·準備期間
  - ・後片付け期間
  - ·夏季休暇(3日間)
  - · 年末年始休暇(6日間)
  - ・工場製作のみの期間
  - ・工事事故等による不稼働期間
  - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間
  - ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間 なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象 期間に含まれない月は対象期間から除く。(別紙2の②)
- ※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との 協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

2 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上)であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%)に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上)を達成しているものとみなす。(別紙2の①)

3 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上(現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上)であることをいう。

4 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督 員へ報告すること。

また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

- 5 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表(任意様式)を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 6 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
- 7 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所 を前提とした補正係数(別紙1の①、③、④)を乗じたそれぞれの経費(労 務費、機械経費(機械賃料)、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標 準単価)を計上するものとする。
- 8 工事の精算にあたり、月単位の週休2日は達成できなかったものの、通期の 週休2日を達成した場合は、補正係数(別紙1の②、③、④)に減額変更する ものとする。

また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

9 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の 累計とし、荒天(降雨・降雪等)により休工した日も現場を閉所した日数に含 めるものとする。

なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日でもって現場閉所日数を算定すること。(別紙2の③)

【同じ月への振り替え(D月⇒D月)】

· その月(D月)の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え(D月⇒E月)】

・その月(D月)の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。 (D月の4週8休以上の率算出時に注意すること)

#### 【別紙1 補正係数】

#### ① 月単位の週休2日(4週8休以上)

· 労務費 : 1. 04 · 機械経費(賃料): 1. 02 · 共通仮設費率 : 1. 03 · 現場管理費率 : 1. 05

## ② 通期の週休2日(4週8休以上)

· 労務費 : 1. 02 · 機械経費(賃料): 1. 02 · 共通仮設費率 : 1. 02 · 現場管理費率 : 1. 03

## ③ 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

		補正係	数	
名称	区分	現場閉所		
		通期	月単位	
鉄筋工		1. 02	1. 04	
ガス圧接工		1. 02	1. 03	
インターロッキングブロックエ	設置	1. 01	1. 01	
	撤去	1. 02	1, 04	
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1. 00	1. 01	
	撤去	1. 02	1. 04	
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1. 00	1. 01	
	撤去	1. 02	1. 04	
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1. 02	1. 04	
	撤去	1. 02	1. 04	
防護柵設置工(落石防護柵)		1. 01	1. 01	
防護柵設置工(落石防止網)		1. 01	1. 02	
道路標識設置工	設置	1. 00	1. 01	
	撤去・移設	1. 02	1. 03	
道路付属物設置工	設置	1. 01	1. 01	
	撤去	1. 02	1. 04	
法面工		1. 01	1. 02	
吹付枠工		1. 01	1. 03	
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1. 02	1. 03	
道路植栽工	植樹	1. 02	1. 04	
	剪定	1. 02	1. 04	
公園植栽工		1. 02	1. 04	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01	1. 02	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02	1. 04	
橋面防水工		1. 01	1. 01	
薄層カラー舗装工		1. 00	1. 01	
グルーピングエ		1. 00	1. 01	
軟弱地盤処理工		1. 01	1. 02	
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1. 01	1. 01	

## (下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

	規格・仕様	補正係数		
名称		現場閉所		
		通期	月単位	
硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 02	
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 02	
砂基礎工	人力施工	1. 02	1. 04	
砂基礎工	機械施工	1. 02	1. 04	
砕石基礎工	人力施工	1. 02	1. 04	
砕石基礎工	機械施工	1. 02	1. 04	
組立マンホール設置工		1. 02	1. 03	
小型マンホールエ		1. 00	1. 01	
取付管およびます設置工	ます設置工	1. 00	1. 01	
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1. 01	1. 02	

# ④ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正 係数

		補正係	数	
名称	区分	現場閉所		
		通期	月単位	
区画線工		1. 02	1. 04	
高視認性区画線工		1. 02	1. 04	
橋梁塗装工		1. 01	1. 03	
構造物とりこわし工	機械	1. 02	1. 03	
	人力	1. 02	1. 04	
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 04	
排水構造物工		1. 02	1. 04	

		補正係数	
名称	区分	現場閉所	
		通期	月単位
鋼製排水溝設置工		1. 02	1. 04
表面被覆工(コンクリート保護	固定足場	1. 01	1. 02
塗装)	高所作業車	1. 01	1. 02
表面含浸工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
剥落防止工(アラミドメッシ	固定足場	1. 02	1. 04
٦)	高所作業車	1. 02	1. 04
漏水対策材設置工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
防草シート設置工		1. 01	1. 03
紫外線硬化型 FRP シート設置工	固定足場	1. 01	1. 02
(ポリエルテル樹脂)	高所作業車	1. 01	1. 01
<b>塗膜除去工</b>		1. 02	1. 04
バキュームブラストエ		1. 01	1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 01
	撤去	1. 02	1. 04
仮設防護柵設置工(仮設ガード レール)		1. 02	1. 04
機械式継手工		1. 02	1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 02	1. 03
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01
FRP 製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00
侵食防止用植生マットエ(養生		1.00	1.00
マットエ)		1. 02	1. 04
支承金属溶射工		1. 02	1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウ		1. 02	1. 03
エル管)設置工		1. 02	1. 00

#### 【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成 状況が4週8休以上(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以 上)であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の 土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休 以上を達成しているものとみなす。(A月、B月)

A月(パターンA)								
B	月	火	水	木	金	±		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30						

・A月すべてが対象期間の場合

4週8休に満たないが、A月は8日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

	B月 (パターンB)							
B	月	火	水	木	金	±		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30						

・B月22日から対象期間が始まる場合

4週8休に満たないが、B月は2日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。 (C月)

C月 (パターンC)								
B	月	火	水	木	金	±		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30						

- · C月4日で対象期間が終わる場合
- · C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

## ③ 土日をやむを得ず振替える場合

【同じ月への振り替え】

【他の月への振り替え】

	D月									E月			
B	月	火	水	木	金	±	ш	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	J	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30					28	29	30				

- ・D月の現場閉所日としてみなす
- ・E 月の現場閉所日としてみなす (D 月の現場閉所日としない)
- ※D月の4週8休以上の率算出時に注意

10 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」<sup>\*3</sup>が配付する「週休二日制取 組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。 【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)

amwork 動き <b>社</b>	週休二日制取組宣言
建	設労働者の「働き方改革」を進めるため 週休二日制に取り組んでいます!
	〈事業所名〉
	三重県建設業労働時間削減推進協議会 [三重県、三重労働局、三重県建設業協会]

#### 【入手方法】

・HPからダウンロードする場合 【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039\_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-

roudoukyoku/hourei\_seido\_tetsuzuki/roudoukijun\_keiyaku/densisinnsei\_00001.html

- ・直接受け取る場合 【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課
- ・郵送で受け取る場合 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡(059-226-2106)
- ※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年 (2024年)4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働 削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労 働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

様式1

#### 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)

# 月2回土日完全週休2日の指定について

<u>以下のいずれかを■にしてください。</u>								
月2回、土曜日に現場閉所する週を								
□「第1、3週」								
□「第2、4週」								
□「第、 週」 とします。								
	令和	年	月	日				
工事名								
会社名								
現場代理人								

- ※指定土日を現場閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の 現場閉所が達成出来ない場合は工事成績点の加点無し。
- ※月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、 補正係数を除き減額変更するものとする。

#### 建設リサイクル法に関する条件明示等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)。 以下「建設リサイクル法」という。) に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源 化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の 積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定め る事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が 積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、 監督員と協議するものとする。

#### 積算条件

子	工程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※)		
工程	①仮設	仮設工事	□手作業		
程ごとの		□有  ■無	□手作業・機械作業の併用		
の	②土工	土工事	□手作業		
作		□有  ■無	□手作業・機械作業の併用		
作業内容及	③基礎	基礎工事	□手作業		
容		□有  ■無	□手作業・機械作業の併用		
及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業		
び解体方法		□有  ■無	□手作業・機械作業の併用		
体	⑤本体付属	本体付属品の工事	□手作業		
方	品	□有  ■無	□手作業・機械作業の併用		
法	⑥その他	その他の工事	□手作業		
	(構造物取	■有  □無	■手作業・機械作業の併用		
	壊し)				

- ① 分別解体等の方法
  - ※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。
- ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を 想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明(建設リサイクル法12条関係)

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画

・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の 見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1 (建築物に係る解体工事)、別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様換))、別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等)) のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地